

市原市桜台自治会会計管理基準

第1条（目的）

自治会の会計業務を適正、確実、且つ円滑に行うために、本会計管理基準を定める。

第2条（発生主義会計）

会計は発生主義とし、現金の入出金が発生する都度起票し、その伝票に基づいて記帳を行い、毎日帳簿と現金を照合・確認する。又、銀行等の引落や振込・送金等の処理は、毎月末に通帳記入して仕分け処理する。

第3条（管理帳簿）

会計は、現金出納帳、元帳、合計残高試算表の帳簿によって管理する。

第4条（会計の継続性）

会計は、資産、損益を把握して、資産と収支の状況を常に明らかにする。又、年度比較を容易にするため継続性を重視して、会計方法を安易に変更しない。

第5条（会計の管理）

1. 会長及び会計担当副会長は、原則として入出金状況を1週間分まとめて確認・管理する。
2. 会長及び会計担当副会長は、会計帳簿(現金出納帳、合計残高試算表)によって月初に前月分の入出金状況を確認する。
3. 他の常務役員は、月初に合計残高試算表によって前月分の会計状況を確認・管理する。

第6条（会計監査）

会計監査は半年に一回(10月及び4月)、伝票、証票類、元帳、合計残高試算表によって行う。又、現金、預金通帳を帳簿残高と照合する。

第7条（特別会計の取り崩し）

特別会計の取り崩しについては、本部役員会でその必要性を審議し決定する。

第8条（見舞金及び弔慰金）

見舞金及び弔慰金の金額は次の通りとする。

(1)火災の被害を受けたとき。

(2)会員が死亡したとき。

①世帯主の場合 5,000円

②同居家族の場合 5,000円

(3)自治会の業務に従事又は参加して事故にあったとき。

(4)その他本部役員会において必要と認めるとき。

第9条（会費未収金の取り扱い）

1. 自治会費収入は、各年度末日における入金(当年度内の正常納入された入金と未収金個人リストにて管理されている未収金の入金)ベースとする。

2. 自治会費の未収金は、「未収金個人別リスト」によって管理する。このリストには納入のための交渉経緯を記載する。

第10条(特別会計の「テニスコート管理費」への積立について)

平成22年10月1日テニスコート使用料改定に伴い平成22年10月1日使用料分より、毎年、決算時に使用料金の1/3を積立ることとする。

本細則は昭和56年11月22日から執行する。

平成14年4月21日に一部改訂。

平成21年4月1日に一部改訂。

平成22年4月1日に一部改訂。

平成22年10月1日に一部改訂。